

○清須市介護用品支給事業実施要綱

平成17年7月7日告示第58号

改正

平成20年9月9日告示第52号

平成21年3月27日告示第22号

平成21年6月30日告示第69号

平成22年3月29日告示第28号

平成24年7月6日告示第48号

平成25年5月9日告示第29号

平成27年3月31日告示第31号

清須市介護用品支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、介護用品を使用している在宅寝たきり高齢者等に対して、介護用品を支給することにより、その介護者の負担を軽減し、もって福祉の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき清須市住民基本台帳に記録されているおおむね65歳以上で、次の各号のいずれかに該当する常時介護用品の使用が必要な者のうち全ての世帯員が市町村民税を課されていない世帯に属するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護保険施設に入所している者を除く。

(1) 常時臥床又はこれに準ずる状態の者（要介護3以上で主治医意見書中障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）でA1以上の者）

(2) 認知症高齢者（要介護3以上で主治医意見書中認知症高齢者の日常生活自立度でⅡb以上の者）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(申請)

第3条 前条に規定する者又は当該者と生計を一にしている介護者が介護用品の支給を受けようとするときは、介護用品支給申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、全ての世帯員のうち、当該支給に係る申請をする年の1月1日現在において市内に住所を有しないものは、前年（1月から5月までの間に申請をする者は、前々年）の所得に係る市町

村民税非課税証明書を添付するものとする。

(決定通知)

第4条 市長は、前条による申請書を受理したときは、速やかに資格及び書類を審査し、支給の可否を介護用品支給決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(支給及び限度額)

第5条 この事業の介護用品は、介護用品支給利用券（第3号様式。以下「利用券」という。）を支給の決定をした者（以下「受給者」という。）に交付し、受給者は、一般社団法人愛知県薬剤師会に入会する薬局店のうち市長と契約を締結した市内に所在する薬局（以下「契約店」という。）で利用券と引換えに紙おむつ、尿とりパット、介護用使い捨て手袋、清拭タオル等の支給を受けるものとする。ただし、受給者に入院等やむを得ない事由がある場合には、契約店以外の薬局を利用することができる。

2 市長は、前条の規定により介護用品を支給する旨決定したときは、その決定の日の属する月から支給するものとする。

3 介護用品に係る支給額は、利用券1枚につき上限2,000円又は1,000円とする。ただし、1回の介護用品に係る料金がそれぞれの金額未満の場合は、その額とする。

4 使用できる利用券の枚数は、8月1日から翌年の7月末日までの間において、利用券1枚につき上限2,000円の利用券（以下「2,000円券」という。）を36枚、利用券1枚につき上限1,000円の利用券（以下「1,000円券」という。）を12枚とする。ただし、1月につき使用できる利用券の枚数は、2,000円券にあっては3枚、1,000円券にあっては1枚とする。

5 前項本文の規定にかかわらず、要介護認定の有効期間が満了する者が使用できる利用券の枚数は、支給の決定を受けた日の属する月から要介護認定の有効期間が満了する日の属する月までの月数に、2,000円券は3を、1,000円券は1をそれぞれ乗じて得た枚数とする。

(支払方法)

第6条 この事業の介護用品代金は、契約店が市長に請求書（契約店用）（第4号様式）及び介護用品支給利用券実績集計表（第5号様式）を提出することにより支払うものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による利用をした場合は、受給者が市長に請求書（受給者用）（第6号様式）を提出することにより支払うものとする。

(利用券の再交付申請)

第7条 受給者は、利用券を破り、汚し、又は忘失したときは、介護用品支給利用券再交付申請書（第7号様式）を市長に提出し、その再交付を申請することができる。

- 2 利用券を破り、又は汚した場合の前項の申請には、その利用券を添付しなければならない。
- 3 受給者は、利用券の再交付を受けた後、失った利用券を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(資格喪失の届出)

第8条 対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給者は、速やかに介護用品支給資格喪失届（第8号様式）に使用しなかった利用券を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本市に居住しなくなったとき。
- (3) 介護用品の使用が必要でなくなったとき。

- 2 市長は、前項の届を受理したときは、その事実が生じた日の属する月の翌月から支給を中止する。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 受給者は、利用券を他人に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

(利用券の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により介護用品の支給を受けた受給者があるときは、交付済の利用券の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の清洲町寝たきり老人等紙おむつ支給事業実施要綱（平成8年清洲町告示第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

- 3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町介護用品支給事業実施要綱（平成20年春日町告示第47号。以下「旧春日町告示」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

- 4 春日町の編入の際現に旧春日町告示の規定に基づいて作成されている介護用品支給利用券は、

この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成20年9月9日告示第52号)

この告示は、平成20年9月9日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日告示第22号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月30日告示第69号)

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日告示第28号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月6日告示第48号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年5月9日告示第29号)

1 この告示は、平成25年5月9日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の清須市介護用品支給事業実施要綱に基づいて作成されている利用券の用紙は、改正後の清須市介護用品支給事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成27年3月31日告示第31号)

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

第1号様式 (第3条関係)

第2号様式 (第4条関係)

第3号様式 (第5条関係)

第4号様式 (第6条関係)

第5号様式 (第6条関係)

第6号様式 (第6条関係)

第7号様式 (第7条関係)

第8号様式 (第8条関係)